

青森労災病院 暴言・暴力対応に関する基本規則

平成31年1月18日制定

(目的)

第1条 この規則は、労働者健康安全機構青森労災病院（以下「病院」という）において発生した院内暴力への対応に関する基本的な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「病院」とは、青森労災病院の用に供する建物、敷地、及びこれらの付属設備をいう。

(暴力の範囲)

第3条 院内暴力とは、病院内で発生するすべての暴力を指す。暴力の内容は次に掲げるレベルで区分し、病院内においてこれらの行為をしてはならない。

- レベルⅠ 暴言、脅迫、威嚇、迷惑行為
- レベルⅡ 器物破損
- レベルⅢ 医療処置を要する傷害発生
- レベルⅣ 生死に関わる傷害発生

(連絡)

第4条 院内暴力が発生した場合、もしくは発生の危険がある場合は、直ちに防災センター、医事課、総務課、医療安全管理者に連絡する。また状況によっては、緊急放送「コードホワイト」や、警察（110番）への通報を行う。

(対応)

第5条 院内暴力への対応は、レベル区分や状況に応じ、次のとおり行う。

- (1) レベルⅠ
 - ①口頭による注意を行う。
 - ②注意に応じない場合は、院外退去の警告を行う。
 - ③警告後も暴力行為が繰り返される場合は、診療に関する基本規程に基づき、退去命令（強制退院）を行う。
 - ④退去命令に応じない場合は、警察（110番）に通報する。
- (2) レベルⅡ～Ⅳ
 - ①緊急放送「コードホワイト」を行う。
 - ②警察（110番）に通報し、速やかに次の対応をする。
 - ・被災者の救助と処置
 - ・他患者及び職員の安全確保
 - ・現場保存
 - ③診療に関する基本規程に基づき、退去命令（強制退院）を行う。

(細則及び運営マニュアル)

第6条 本規則に定めるもののほか、院内暴力対応の運用に関して必要な事項については、別に細則及び運営マニュアルをもって定める。

附 則

- 1 この規則は平成31年1月18日から施行する。
- 2 この規則は、前項の施行日前から入院している者もしくは外来診療受診者ならびにその関係者についても適用する。